

別 添

第10期第1回東京地方労働審議会港湾労働部会において
いただいたご意見に係る東京労働局からの回答

東京労働局職業安定部

マルチテナント倉庫の取扱いについて

第10期第1回東京地方労働審議会港湾労働部会において、マルチテナント倉庫に係る取扱いについてのご意見がありました。

本件に関しては、厚生労働省の担当部署へ意見を伝えたほか、今年度における全国港湾労働者担当者会議の席上でも、港頭地域での倉庫・物流業務の変化に対応した見直しを担当部署へ伝えたところです。

しかしながら、現在においても担当部署からは明確な回答が出されていないところでございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・審議会議事録より抜粋・・・・・・・・・・・・・・・・

佐塚委員

大井の背後地や城南島のほうにございます大きなマルチテナント倉庫というものができている中で、労働局さんのほうでも実態調査をしていたいて、どのような場合だと海貨として扱うのかについて位置付けたいところではあります。

運送免許のほうを所持しての陸となると、私たちがパトロールに行っても、労働者証を見せてくださいと言っても、「いやあ、ここでは私たちは持っていません」というようなお返事を頂くしだいです。倉庫の中でどのようなテナントさんが荷役をやって、グラウンド、1階フロアでは、どのような体制で、どのような方たちが作業を実際になされているかという形を、調査といいますか、実態を把握していただいて、私たちのほうにも情報を提供していただければと思います。

ただ、私たちも、3月に実際にパトロールを実施するのですが、それは組合単独という形で、なかなかその部分には入りにくい場面等もあって、聞き取り調査もしにくいという面もございます。ですから、その辺もお力添えをしていただきまして、この計画のほうを強化していただくような体制をとっていただければと思います。

野川部会長

はい。これは港湾労働法の管轄のブラックボックスになる可能性も、無きにしも非ずというご意見かと思いますが、この点は前回もありません。

佐塚委員

そうです。

野川部会長

何か、事務局のほうで、今の件についてご説明ございますでしょうか。マルチテナント倉庫で働いている方々は確かに港湾労働者証なしでいる

方もおられるでしょうから、その把握と、法的な観点からのコントロールですが、何かございますでしょうか。

鶴岡委員

よろしいでしょうか。

野川部会長

今の点ですか。はい、鶴岡委員。

鶴岡委員

これは僕のほうからも厚労省に申し入れを行っているのですが、港湾倉庫の定義そのものがあまりにもあいまいなのです。なぜかという、海上貨物が全体量の10%という数字をもって、それ以上であれば港湾倉庫です。じゃあ、何を指して総量とっているのか。

倉庫全体の扱える量というのは、実際の話、倉庫をお持ちの方で総量が何トンなんて明記はしていません。面積であるとか、そういうことは知っていますが。その海上貨物が10%というのは、何を分母にするのですかという質問をしました。現実的にその数字が厚労省のほうにもありません。要するに定義がないのです。そういうあいまいな中で、今まで調査をしてきて取り扱い貨物の本数だけを提示させて、労働局さんのほうで、ここは港湾倉庫です、ここは違いますということで、やられたほうもさっぱり分かっていないのです。これが現状です。ですので、組合さんのおっしゃっていることは僕も分かります。ただ、あまりにも根拠があいまいなので、それを本省にお願いしています。どういうふうにするのか。そうじゃないと、先ほどの黄色と青の問題も含めて、いろいろな問題が起きますので、この港湾倉庫についてはそういうことで、今、いろいろやっていたいでいる最中です。まだ、お答えいただけていません。ということでよろしいですか。

野川部会長

では、事務局。

事務局

分かりました。その点も含めて、確認、検討してまいりたいと思います。

野川部会長

今、佐塚委員からのご質問は具体的な内容もありますので、それについては、ぜひ、お調べになって、前回からの懸案でもございますので、お答えいただくと。それから、今、鶴岡委員もおっしゃったことも含めた、一般的な状況について、次回までには頂くようお願いをしたいと思います。よろしく願いいたします。